

# 上里町自殺対策計画

～「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」の実現を目指して～



平成 31 年 3 月

上 里 町

# 目 次

1.	計画策定の趣旨等 .....	1
1-1)	趣旨 .....	1
1-2)	計画の位置づけ .....	1
1-3)	計画の期間 .....	2
1-4)	計画の数値目標 .....	2
2.	自殺の現状 .....	3
2-1)	全国の状況 .....	4
2-2)	上里町の状況 .....	5
2-3)	各意識調査の概要 .....	8
2-4)	各意識調査の結果から .....	14
3.	いのち支える自殺対策における取組 .....	15
3-1)	自殺の現状と基本認識 .....	15
3-2)	基本理念 .....	15
3-3)	基本方針 .....	16
3-4)	施策の体系 .....	17
3-5)	基本施策 .....	18
3-6)	重点施策 .....	25
3-7)	自殺対策の推進等 .....	26
4.	資料編 .....	27

## 1. 計画策定の趣旨等

### 1-1) 趣旨

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、国の自殺対策が推進されてきました。この結果、自殺者数は減少傾向に転じていますが、依然として全国の自殺死亡率<sup>※1</sup>は主要先進7か国の中で最も高く、自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況です。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、様々な社会的要因があることが知られています。そのため、自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、「生きることの包括的な支援」として実施されなければなりません。自殺対策は、全ての人がかげがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指しているのです。

平成28年に改正された自殺対策基本法の第13条において、都道府県及び市町村は、自殺総合対策大綱及び地域の実情等を勘案して、地域自殺対策計画を定めるものとするされました。

国の「自殺総合対策大綱」や「埼玉県自殺対策計画」の趣旨を踏まえつつ、上里町における自殺対策をより一層推進する計画として策定します。

※1 自殺死亡率：人口10万人当たりの自殺死亡者数

### 1-2) 計画の位置付け

上里町総合振興計画や上里町地域福祉推進プラン、保健福祉分野の個別計画として「上里町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「上里町障害者計画」「上里町障害福祉計画」「上里町子ども・子育て支援事業計画」「上里町健康づくり推進総合計画」等関連する他計画と整合性を図りつつ上里町自殺対策計画を策定します。

### 1-3) 計画の期間

平成31年度から平成34年度の4年間とします。

なお、社会状況の変化や法制度等の改正があった場合には、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

### 1-4) 計画の数値目標

自殺総合対策大綱で示された国の目標は、「平成38年までに自殺死亡率を平成27年と比べて30%以上減少させる（13.0以下にする）」としています。

また、埼玉県では「自殺対策計画最終年である平成32年までに、自殺死亡率を平成27年比13.3%減となる15.6とする」ことを目標としています。

こうした国や県の目標を踏まえつつ、町では「平成29年から平成33年までの自殺死亡率の平均が、平成27年と比べて30%以上減少する17.8以下とする」ことを目標とします。

町の人口規模が小さいことから、自殺死亡率の変動が大きくなる可能性があるため、5年間の自殺死亡率の平均値で比較することとしました。

表1 上里町の目標

指 標	現 状 値	目 標 値
	平成25～29年の5年間の平均値	平成29～33年の5年間の平均値
自殺死亡率	19.0	17.8
自殺者数	6人	5.6人

表2：上里町の状況

	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	5年間の平均
自殺者数	10	8	8	2	2	6
自殺死亡率	31.5	25.3	25.4	6.4	6.4	19.0
対平成27年比	124.0%	99.6%	100.0%	25.2%	25.2%	—

資料： 警察庁 自殺統計

## 2. 自殺の現状

自殺に関する統計データには、主に厚生労働省の「人口動態統計」と警察庁の「自殺統計」の2種類あります。

### 厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」の違い

#### ○調査対象の差異

厚生労働省の人口動態統計は、日本における日本人を対象  
警察庁の自殺統計は、総人口（日本における外国人を含む）を対象

#### ○調査時点の差異

厚生労働省の人口動態統計は、住所地を基に死亡時点で計上  
警察庁の自殺統計は、発見地を基に自殺死体発見時点で計上  
なお、いずれの統計も暦年（1月から12月）の統計

#### ○事務手続き上の差異

厚生労働省の人口動態統計は、自殺、他殺あるいは事故死のいずれか不明の時は自殺以外で処理しており、死亡診断書等について自殺であった旨の訂正がない場合は、自殺に計上しない

警察庁の自殺統計は、捜査等により、死亡した理由が自殺であると判明した時点で自殺に計上する

本計画では、自殺総合対策推進センターが作成した地域自殺実態プロファイル

【2018 更新版】(JSSC 2018)の集計結果を活用しています。

地域自殺実態プロファイルは、人口動態統計・自殺統計・特別集計（警察庁自殺統計原票データを自殺総合対策推進センターと厚生労働省自殺対策推進室で特別集計し作成したもの）を用いて作成されています。比較的人口規模の小さな市町村でもなるべく地域の自殺の実態、特徴が把握できるよう、平成25～29年の5年合計の集計が多く用いられています。

## 2-1) 全国の状況

国の自殺者数の推移をみると、平成10年に3万人を超え、それ以降平成23年まで14年間にわたり自殺者数は3万人を超えていました。平成18年10月に自殺対策基本法が施行され自殺対策に取り組んだ結果、平成22年より自殺者数は減少を続けています。

しかし、世界的にみると自殺死亡率は主要先進7か国で最も高い状況です。

図1：日本の自殺者数の推移（平成29年版「自殺対策白書」第1-1図）

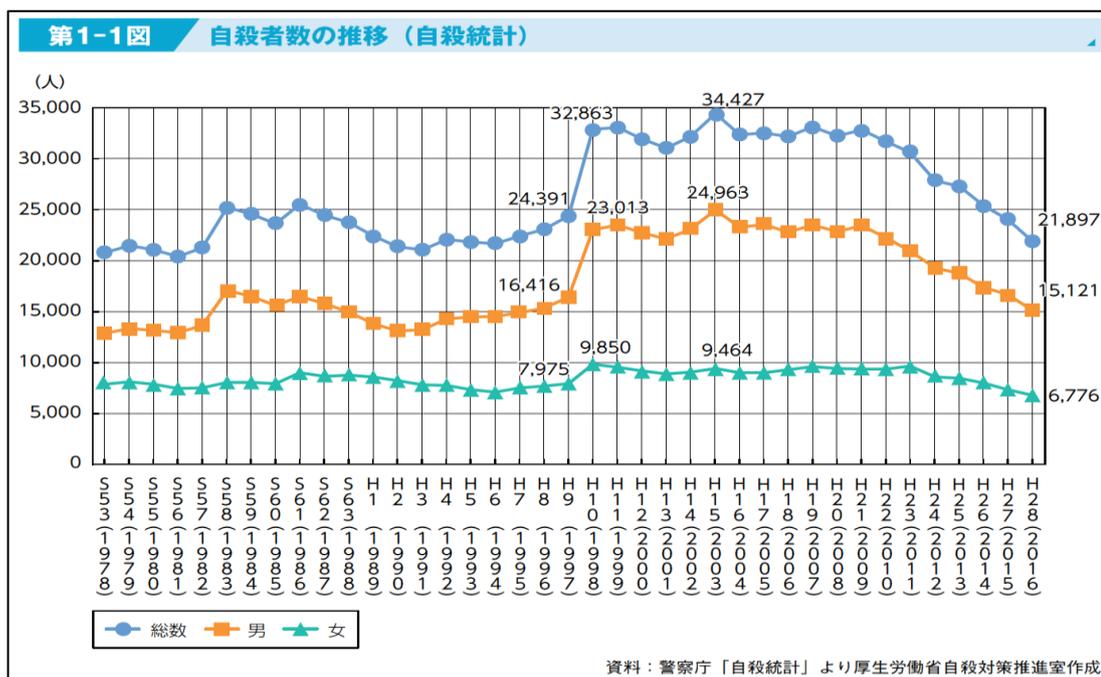
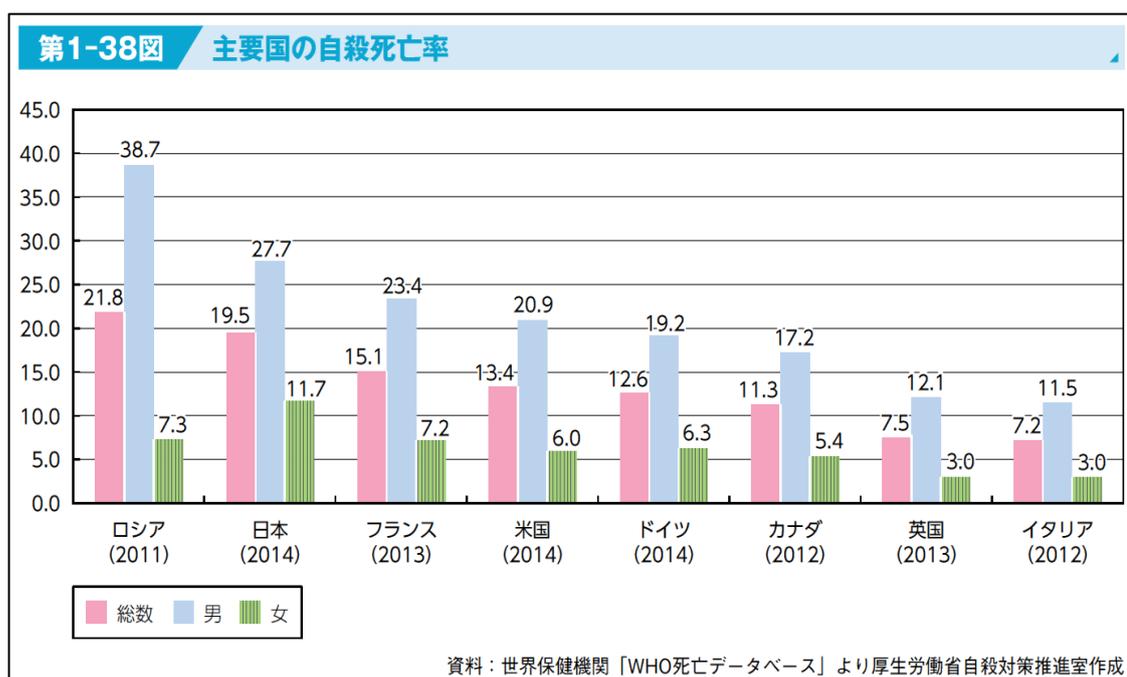


図2：自殺死亡率の国際比較（平成29年版「自殺対策白書」第1-38図）



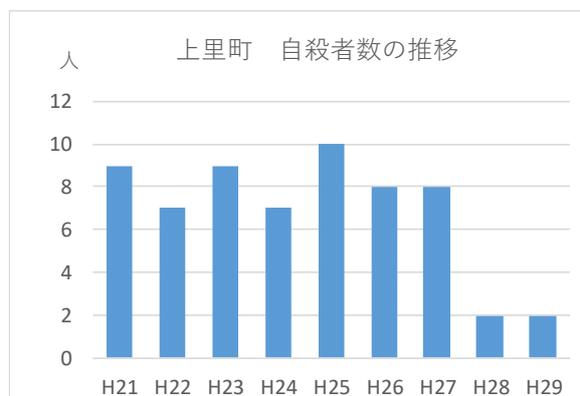
## 2-2) 上里町の状況

### ① 自殺者数の推移

自殺者数は平成21年から27年まで、8人前後で推移しています。

平成28・29年は2人にまで減少しています。

図3：自殺者数の推移



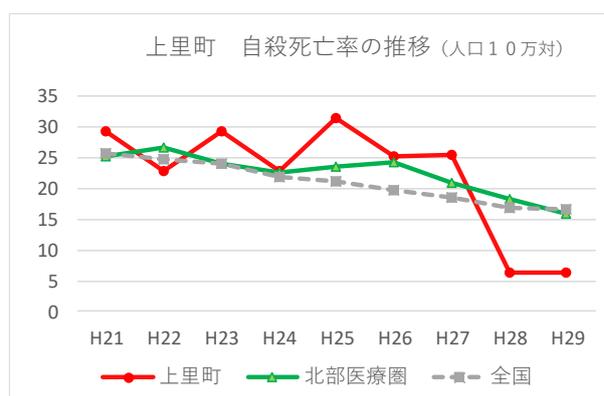
資料： 警察庁 自殺統計

### ② 自殺死亡率の推移

自殺死亡率は、平成27年まで全国と比べ高い傾向にありましたが、平成28年より低くなっています。

北部医療圏<sup>※2</sup>の自殺死亡率も全国と比べ若干高い状態でしたが、減少を続け平成29年は全国と同程度となっています。

図4：自殺死亡率の推移



資料： 警察庁 自殺統計

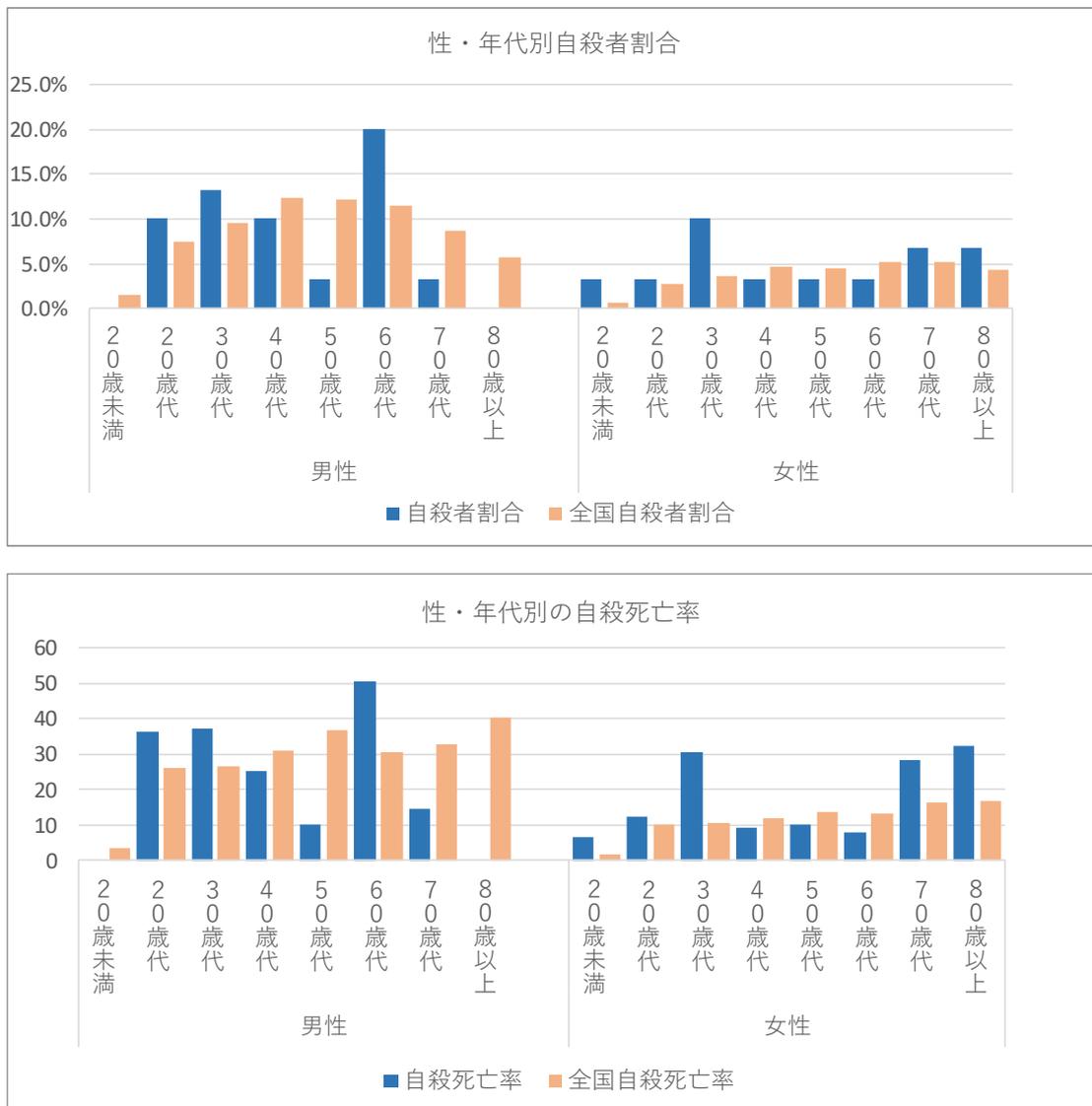
※2 北部医療圏：熊谷市・本庄市・深谷市・美里町・神川町・上里町・寄居町

③性・年代別の自殺者割合、自殺死亡率

上里町の自殺者割合<sup>※3</sup>、自殺死亡率の5年間の平均では、男性では自殺者割合・自殺死亡率ともに60歳代が最も高く、次いで30歳代、20歳代の順となっています。

女性の自殺者割合は30歳代が最も高くなっています。自殺死亡率では80歳以上が最も高くなり、次いで30歳代、70歳代の順となっています。

図5：性・年代別自殺者割合、自殺死亡率（平成25～29年の5年間の平均）  
（自殺統計（自殺日・住居地））



※出典：地域自殺実態プロファイル【2018更新版】(JSSC 2018)

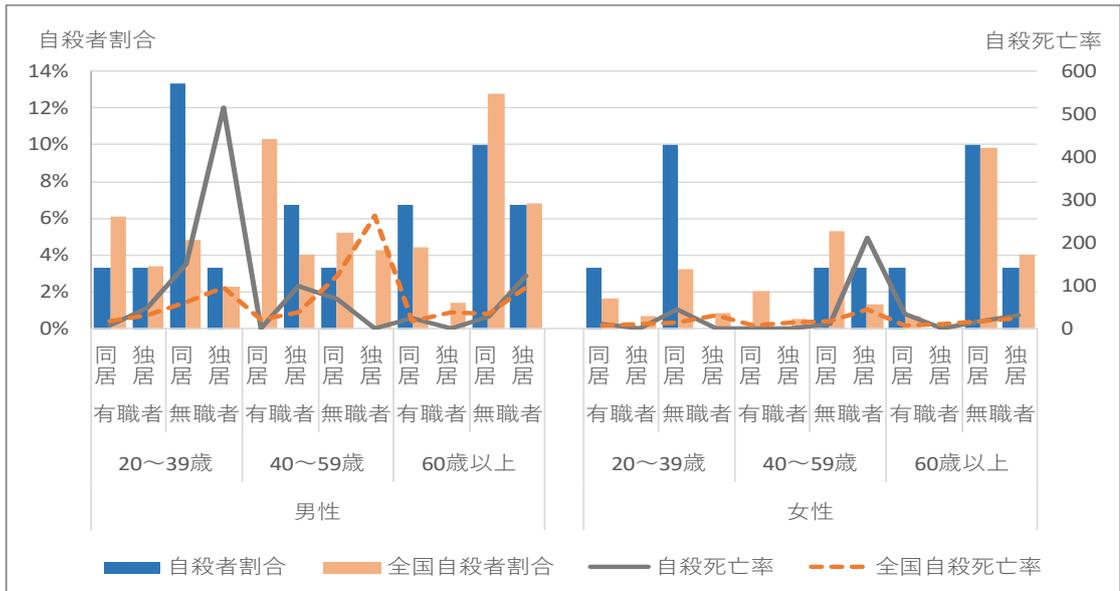
※3 自殺者割合：全自殺者に占める割合

#### ④地域の自殺の概要

上里町の自殺者の5年間の累計について、性・年齢・職業・同居人の有無で全国と比較すると、男女とも「20～39歳・無職者・家族と同居」の自殺者割合が高くなっています。

自殺死亡率では、男性は「20～39歳・無職者・独居」、女性は「40～59歳・無職者・独居」で高くなっています。

図6：地域の自殺の概要（グラフ）（特別集計（自殺日・住居地、平成25～29合計）



※出典：地域自殺実態プロフィール【2018更新版】(JSSC 2018)

#### ⑤60歳以上の自殺の状況

上里町の60歳以上の自殺者の5年間の累計について全国と比較すると、男性は60歳代、女性は70歳代の割合が高くなっています。

同居人の有無別にみると、全国・町共に「同居人あり」の方が多くなっています。

表3：60歳以上の自殺の内訳（特別集計（自殺日・住居地、平成25～29合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（割合）		全国割合	
		あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	33.3%	16.7%	17.1%	10.8%
	70歳代	8.3%	0.0%	15.1%	6.3%
	80歳以上	0.0%	0.0%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	8.3%	0.0%	9.7%	3.2%
	70歳代	16.7%	0.0%	9.1%	3.8%
	80歳以上	8.3%	8.3%	7.4%	3.5%
合計		100%		100%	

※出典：地域自殺実態プロフィール【2018更新版】(JSSC 2018)

## 2-3) 各意識調査の概要

「上里町地域福祉推進プラン」策定に当たり平成29年度に「町民アンケート」、  
「上里町健康づくり推進総合計画」策定に当たり平成27年度に「健康づくりと食育  
に関するアンケート調査」が実施されました。

これらの報告書にまとめられている自殺対策に関連する調査結果は、次のとおりと  
なっています。

### 抜粋 町民アンケート報告書 (平成29年度)

#### 「上里町地域福祉推進プラン」 策定資料

#### 3. 日常生活の課題 (問14~問21)

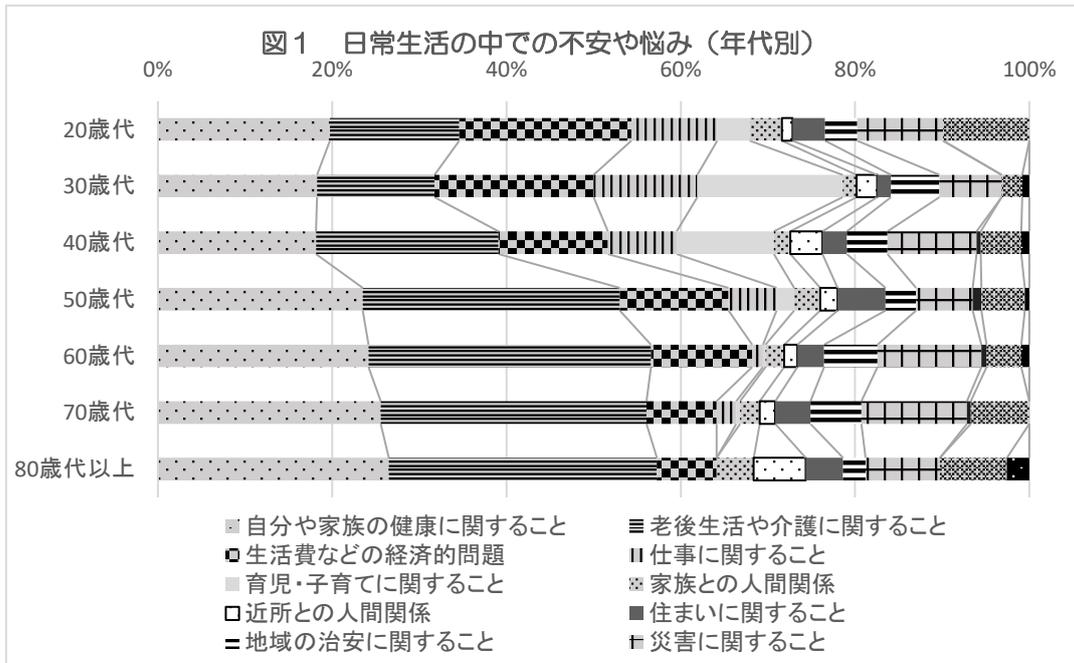
##### (1) 日常生活での不安や悩み

日常生活でどのような不安や悩みがあるのかを複数回答で答えてもらった結果が表9と  
図1です。

表9 日常生活での不安や悩み (複数回答) n=584

	人数	%
自分や家族の健康に関すること	294	50.3
老後の生活や介護に関すること	344	58.9
生活費などの経済的問題	156	26.7
仕事に関すること	61	10.4
育児・子育てに関すること	54	9.2
家族との人間関係	32	5.5
近所との人間関係	32	5.5
住まいに関すること	46	7.9
地域の治安に関すること	64	11.0
災害に関すること	128	21.9
人権問題に関すること	6	1.0
特にない	68	11.6
その他	10	1.7
無回答	12	2.1

これを年代別に図1で見ると、「自分や家族の健康のこと」「老後生活や介護に関するこ  
と」をはじめ、生活費などの経済問題や仕事に関すること、育児・子育てに関するこ  
となど、年代により大きな差があります。



## (2) 不安や悩みの相談先

そうした悩みや不安を相談する相手は親族が圧倒的で、「家族、親戚、きょうだい」が 385 人 (65.9%) でした。次いで「友人」が 229 人 (39.2%)、「誰にも相談しない」が 112 人 (19.2%)、「かかりつけの医師」が 81 人 (13.9%) でした。その他には、「職場の人」、「隣人、近所の人」などが 10% 前後挙げられていますが、役場や社会福祉協議会、地域包括支援センターなど公的な窓口を挙げた回答は非常に少数にとどまっています。

表 10 不安や悩みなどの相談先 (複数回答) n=584

	度数	%
家族、親戚、きょうだい	385	65.9
友人	229	39.2
隣人、近所の人	44	7.5
地域の役員 (区長など)	10	1.7
民生委員・児童委員	6	1.0
かかりつけの医師	81	13.9
職場の人	57	9.8
役場などの官公庁の窓口	17	2.9
社会福祉協議会の窓口	8	1.4
地域包括支援センターの窓口	4	0.7
障害者相談支援事業所の窓口	4	0.7
その他	17	2.9
誰にも相談しない	112	19.2
無回答	22	3.8

(8) 自殺対策について知っていること

自殺対策については半数以上の 342 人 (58.6%) が「全て知らない」と回答しています。「知っている」という回答でも、「埼玉いのちの電話」が 181 人 (31.0%)、「埼玉県こころの電話」が 105 人 (18.0%) で他の項目は 23~46 人が知っているとは回答したのみでした。

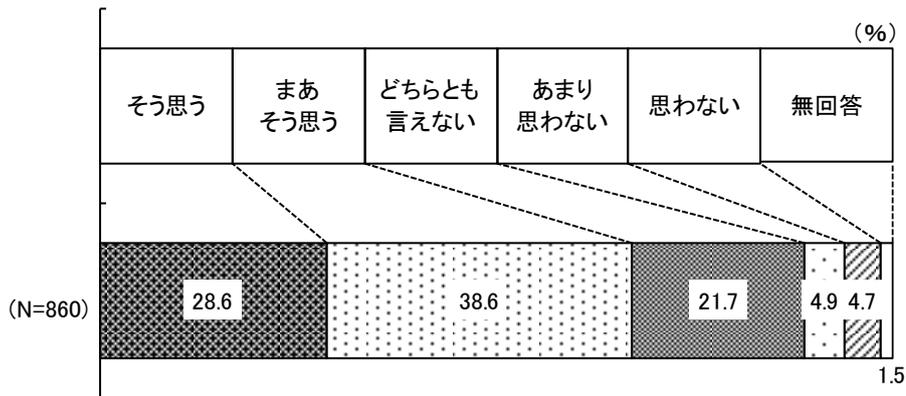
表 18 自殺対策で知っていること n=584

	度数	%
埼玉県こころの電話	105	18.0
埼玉いのちの電話	181	31.0
自殺予防週間 (9/10~16)・自殺対策強化月間 (3月)	46	7.9
ゲートキーパー	23	3.9
自殺対策基本法	32	5.5
全て知らない	342	58.6
無回答	21	3.6

（3）生きがいの有無

生きがいを持っていると思うかとの質問に、「そう思う」（28.6%）、「まあそう思う」（38.6%）を合わせると、“生きがいを持っている”とする人は67.2%である。これに対し、「思わない」（4.7%）、「あまり思わない」（4.9%）を合わせた“生きがいを持っていない”とする人は9.6%となっている。

問30 あなたは、生きがいを持っていると思いますか。（1つ選択）

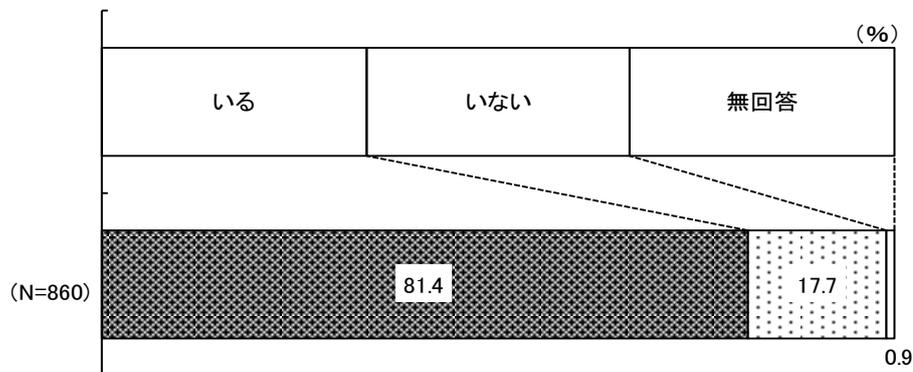


属性別にみると、年齢別では50代、性・年齢別では男性40～50代では“生きがいを持っていない”とする人が15.6%とやや多くなっている。

（4）悩みの相談相手の有無

悩み事の相談相手が「いない」とする人は17.7%いる。

問31 あなたは、悩み事を相談できる相手がありますか。（1つ選択）

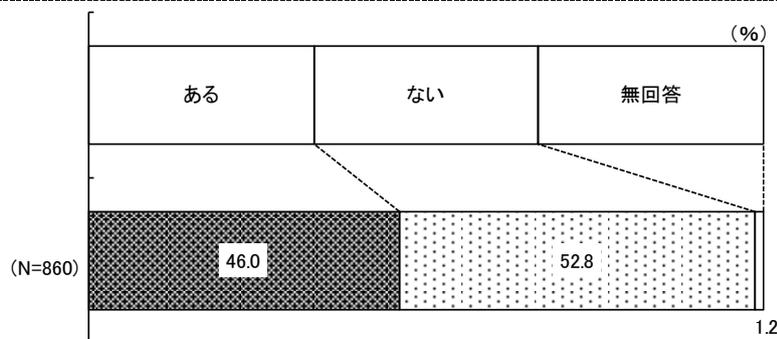


属性別にみると、相談相手が「いない」としているのは、男性にやや多く、特に男性40～50代では29.4%と3割近くを占めている。

(5) 生きていることがつらいと感じたことの有無

今までに生きていることがつらいと感じたことが「ある」とする人は 46.0%となっている。

問32 あなたは、今までに生きていることがつらいと感じたことがありますか。(1つ選択)

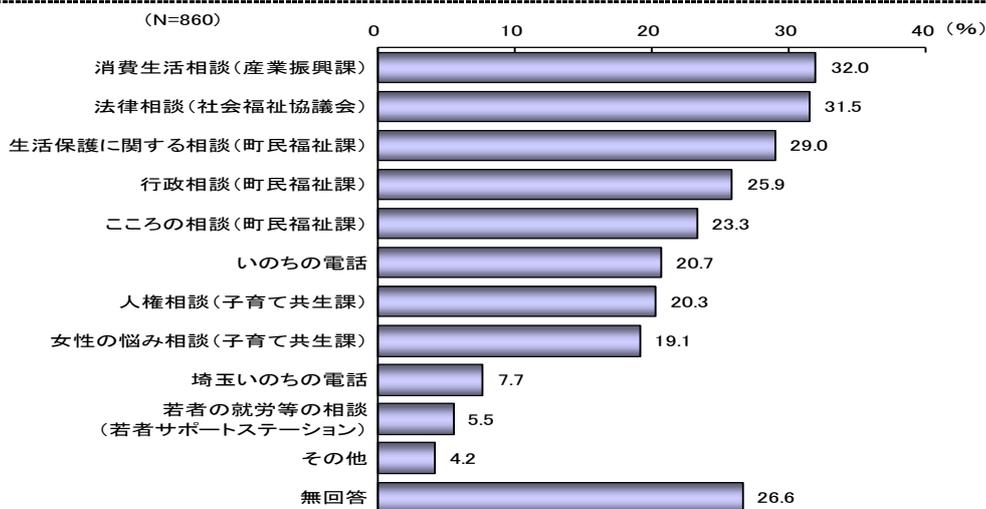


属性別にみると、今までに生きていることがつらいと感じたことが「ある」としているのは、年齢別では30代、40代、性・年齢別では、男性40～50代と女性50代以下に多くなっている。

(6) 自殺予防や悩み事相談についての相談機関の認知

行政などが実施している自殺予防や悩み事相談で知っているものとしては、「消費生活相談(産業振興課)」、「法律相談(社会福祉協議会)」、「生活保護に関する相談(町民福祉課)」の3つが30%前後で上位にあげられ、以下、「行政相談(町民福祉課)」、「こころの相談(町民福祉課)」、「いのちの電話」、「人権相談(子育て共生課)」、「女性の悩み相談(子育て共生課)」が続いている。一方、相談機関を知らないと思われる「無回答」は26.6%ある。

問33 あなたは、行政などが実施している自殺予防や悩み事相談で知っているものはありますか。(知っているものすべて選択)



属性別にみると、年齢が若い人ほど、各種の相談機関の認知度が低くなる傾向がみられる。

#### 2-4) 各意識調査の結果から

それぞれの調査結果から見えてくることは、以下の通りです。

- ・抱える不安や悩みは、年代や立場等により異なっている
- ・悩みや不安の相談先は家族や親戚、友人が圧倒的に多く、相談機関として認知されている公的な窓口もあるが、相談先として挙げられたのは少数にとどまっている
- ・「誰にも相談しない」と回答している人や、相談相手が「いない」と回答する人がみられる
- ・各種自殺対策事業に関する認知度が低い状況にある
- ・「生きがいを持っている。」と思わないと回答する人や、「生きるのがつらい。」と感じたことがあると回答した人もいる

自殺対策を推進する上で、年代や立場等により様々な不安や悩みが生じていることを理解する必要があります。

各種相談窓口の周知や、相談しやすい環境を整える取組、町民一人ひとりが生きがいを持って生きていくことができるよう支援する取組も必要となっています。

### 3. いのち支える自殺対策における取組

#### 3-1) 自殺の現状と基本認識

##### (1) 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

自殺は、人が自ら命を絶つ瞬間的な行為としてだけでなく、人が命を絶たざるを得ない状況に追い込まれるプロセスとして捉える必要があります。

個人の自由な意思や選択の結果ではなく、自殺の多くが「追い込まれた末の死」ということを認識する必要があります。

##### (2) 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている

20歳未満は自殺死亡率が平成10年以降おおむね横ばいであることに加えて、20歳代や30歳代における死因の第一位が自殺であり、自殺死亡率も他の年代に比べてピーク時からの減少率が低い状況です。さらに、自殺死亡率は主要先進7か国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えています。

##### (3) 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する

自殺対策基本法では、自殺対策を社会づくり、地域づくりとして推進することとされています。

国と地方公共団体等が協力しながら、全国的なPDCAサイクルを通じて自殺対策を常に進化させながら、自殺総合対策を推進していく取組です。

#### 3-2) 基本理念

「自殺対策基本法」や「自殺総合対策大綱」の趣旨、「埼玉県自殺対策計画」の基本理念を踏まえた上で、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、基本理念を次のとおりとします。

「誰も自殺に追い込まれることのない上里町」の実現

### 3-3) 基本方針

#### (1) 生きることの包括的な支援として推進

自殺の多くが追い込まれた末の死であり、その多くが防ぐことができる社会的な問題であるとの基本認識の下、自殺対策を生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人ひとりの生活を守るという姿勢で展開するものとします。

自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組を通じて自殺リスクを低下させる支援を推進します。

#### (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む

自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような包括的な取組を実施するためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり、性的マイノリティ等、関連の分野においても同様の連携した取組が展開され、今後、それぞれが自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

#### (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる

対人支援・地域連携・社会制度のレベルごとの対策を有機的に連動させることで、総合的に対策を推進します。

また、事前対応（自殺の危険性が低い段階）・自殺発生の危機対応（自殺発生の危険へ介入する段階）・事後対応（自殺や自殺未遂が生じてしまった段階）等の段階ごとに効果的な施策を講じ、事前対応の更に前段階での取組も推進する必要があります。

#### (4) 実践と啓発を両輪として推進

危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があるということへの理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、共通認識となるように普及啓発を行います。

自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その指

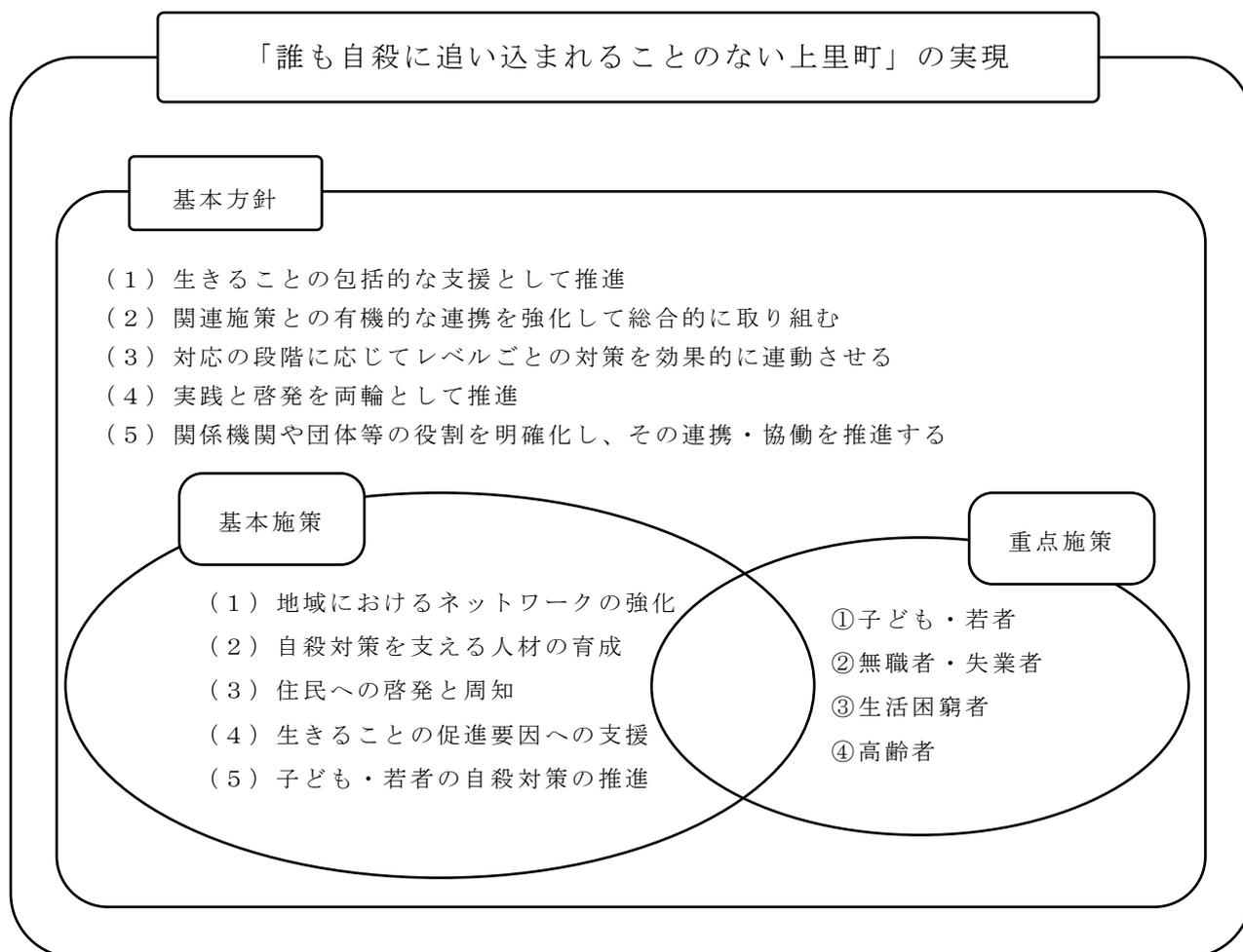
導を受けながら見守っていただけるよう、広報活動、教育活動等に取り組みます。

#### (5) 関係機関や団体等の役割を明確化し、その連携・協働を推進

関係機関や団体等が連携・協働して自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれが果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要となります。

### 3-4) 施策の体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている5つの「基本施策」と、上里町における自殺の現状をふまえた4つの「重点施策」で構成されています。



### 3-5) 基本施策

上里町で実施している事業のうち、自殺対策となり得る事業を、基本施策ごとにまとめました。複数の基本施策に当てはまる場合は、主となる基本施策として掲載しました。また、表中の各重点施策については、3-6) でまとめています。

#### (1) 地域におけるネットワークの強化

町で実施されている各事業において構築されている連携を生かし、関係部署や関係団体等、それぞれが果たすべき役割を明確にし、共有化して取組を実施していく必要があります。さらなる連携・協力によりネットワークの強化を推進していきます。

担当課	事務・事業名	内容	重点施策
町民福祉課 社会福祉協議会	上里町地域福祉推進プランに基づく事業（地域福祉推進事業）	上里町地域福祉推進プランに基づき、地域住民や民間団体の自主的な福祉活動を支援し、多様な福祉ニーズに対応できるようにするため、住民、行政と社協が協働していくことを目指します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
町民福祉課	地域自立支援協議会の開催	障害者（児）の医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築します。	—
町民福祉課	障害者虐待の対応	障害者虐待に関する通報・相談窓口を設置し、関係機関ネットワークを構築し対応します。	—
教育委員会 学校教育指導室	就学に関する事務	特別な支援を要する児童・生徒に対し、関係機関と協力して一人ひとりの障害及び発達の状態に応じたきめ細かな相談を行います。	子ども・若者
教育委員会 学校教育指導室	スクールソーシャルワーカー活用事業	スクールソーシャルワーカーを活用し、さまざまな課題を抱えた児童・生徒に対し、関係機関等とのネットワークを活用し、多様な支援方法を用いて課題解決を図ります。	子ども・若者
教育委員会 学校教育指導室	保幼小中連携事業	保育園、幼稚園、小学校、中学校間で連携し、それぞれの学校生活にスムーズに移行できる児童生徒を育てることを目指します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者
健康保険課	健康教育・相談事業等 母子保健事業	各事業を実施する中で、自殺リスクの高い住民がいた場合には、必要な支援を提供し、また他の関係機関へとつなぐ等連携を図り、対応していきます。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
高齢者いきいき課	高齢者虐待防止事業	高齢者の虐待防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関へ虐待防止研修を実施して連携体制の強化を図ります。	高齢者

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
高齢者いきいき課	地域包括ケアシステム事業	「住まい・医療・介護・介護予防・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムの拠点を設置します。	高齢者
高齢者いきいき課	地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーションに関する専門職が、高齢者の能力を評価し改善の可能性を助言する等、他機関と連携しながら介護予防の取組を総合的に支援します。	高齢者
高齢者いきいき課	高齢者等買い物困難者対策	高齢者等の買い物困難者に対する支援策を、関係機関と連携し検討します。	高齢者
高齢者いきいき課	介護相談	高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する総合相談を実施し、適切な支援機関につなげます。	高齢者
高齢者いきいき課	高齢者への総合相談支援業務	高齢者の実態、必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等支援し、ネットワークの構築にも努めます。	高齢者
高齢者いきいき課	地域包括支援センターの運営	第1号介護予防支援事業、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、地域ケア会議を行います。	高齢者
高齢者いきいき課	認知症サポーター養成講座	誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを養成します。	高齢者
子育て共生課	青少年健全育成町民会議 青少年問題協議会	青少年健全育成町民会議・青少年問題協議会等を開催し、青少年の健全育成活動を推進します。	子ども・若者
産業振興課	消費生活対策事業	多重債務トラブルを抱える住民を適切な支援機関へつないでいきます。	生活困窮者
社会福祉協議会	社協支部事業	町内の小学校区域に設置されている社協支部の活動の振興を図り、支援体制づくりを推進します。	無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
社会福祉協議会	ふれあいサロン事業	地域の高齢者等と住民が気軽に集い、相互の交流をとおし、高齢者等の孤立感の解消、要介護状態の予防及び地域内での支援体制の確立を図ります。	生活困窮者 高齢者
社会福祉協議会 子育て共生課	ファミリー・サポート・センター	子育ての手助けをして欲しい、子育ての応援をしたいという人たちが会員となり、一時的な育児の援助活動を有償で行う事業を実施します。	子ども・若者
税務課	税の賦課、収納、減免	滞納者に対する納付勧奨や減免状況を把握する中で、必要に応じて適切な支援機関につなげます。	生活困窮者
税務課	徴収の緩和制度としての納税相談	納付が困難な住民との納税方法の相談の中で、生活面で深刻な問題により自殺リスクを抱える住民を早期発見・早期対応し、必要に応じて適切な支援機関につなげます。	生活困窮者

## (2) 自殺対策を支える人材の育成

さまざまな悩みや生活上の困難を抱える人に対し、早期の「気づき」や「対応」が重要であるため、話を聴き、見守りながら支援機関につなぐゲートキーパーの役割を担う人材の育成を推進していきます。また、より包括的な支援を展開するために人材育成や資質向上を図ります。

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
町民福祉課	ゲートキーパー養成講座	自殺の危険がある人に気づき、適切な窓口につなげることができるゲートキーパーを養成するための講座を実施します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
健康保険課	保健師等育成事業	研修や自己研鑽を行います。 職場における指導等を通し、専門能力を積み上げ支援に生かしていきます。	—

## (3) 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機に陥った場合に、本人や周囲の人が支援を求められる体制が整えられ、周知されていることが重要です。

各事業が行われる機会を通じ、心の健康や自殺に関する正しい知識の普及や相談窓口の周知に努めます。

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
町民福祉課	福祉ガイドブック作成	各種福祉制度についてガイドブックを作成・配布することにより、適切なサービスを利用できるよう情報を提供し、生活の質の向上等を図ります。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
町民福祉課	こころの体温計	町のホームページからこころの体温計へのアクセスを可能にし、自らのメンタルヘルスチェックを行うことができる様にします。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
教育委員会 学校教育指導室	性教育に関する指導推進事業	児童生徒等に、産婦人科などの専門医、助産師を講師として公立小・中学校に派遣し、性に関する指導の充実を図ります。	子ども・若者
社会福祉協議会	社会福祉大会	多くの住民や福祉施設、関係団体等の参加のもとに開催し、多彩な催しを通して相互交流するなかで、福祉交流やボランティア活動の推進を図ります。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
健康保険課	母子保健事業	妊娠期から子育て期にわたり、切れ目ない支援を行います。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
健康保険課	上里町健康づくり推進総合計画に基づく事業	健康増進計画の推進、周知・広報等を行います。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者

#### (4) 生きることの促進要因への支援

社会全体の自殺リスクを低下させるため、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、信頼できる人間関係の構築や、自己肯定感・危機回避能力等を高める等「生きることの促進要因」を増やす取組を推進します。

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
町民福祉課	ひとり暮らし等施策（民生委員活動）	民生委員による見守り及び安否確認を行い、必要に応じて適切な相談機関につなげます。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
町民福祉課 社会福祉協議会	生活困窮者自立支援事業	低所得世帯、障害者世帯等の生活困窮世帯に対し必要な相談支援を行います。その世帯の安定した生活と経済的自立を目的に関係機関と連携し支援します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
町民福祉課	障害者相談員による相談業務	身体・知的障害者相談員による相談業務を行います。	—
町民福祉課	福祉総合相談	住民の福祉や利便性向上のため、福祉に関する相談を実施します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
町民福祉課	各種手当支給事務	在宅重度心身障害者手当・心身障害者福祉手当・障害児福祉手当を支給するための各種手続きを行います。	—
町民福祉課	障害児支援に関する事務	児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援等の障害児通所支援及び障害児相談支援の給付を行います。	子ども・若者
町民福祉課	訓練等給付に関する事務	居宅介護・短期入所・生活介護・施設入所支援等の介護給付及び自立訓練・就労移行支援・就労継続支援 A 型 B 型・共同生活援助等の訓練等給付等の自立支援給付を行います。	—
町民福祉課	重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者医療費に関する各種手続きを行います。	—
町民福祉課	地域生活支援事業	成年後見制度利用支援事業・日常生活用具給付事業・移動支援事業・訪問入浴サービス・日中一時支援等の事業を実施します。	—

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
町民福祉課	精神保健福祉事業	精神障害者の早期発見・早期治療・社会復帰促進に関する支援や、精神障害者（疑い含む）及びその家族への個別支援を行います。各種申請・届出、精神保健福祉相談・訪問指導等を実施します。	—
教育委員会 学校教育課	就学援助と特別支援学級就学奨励補助に関する事務	・経済的理由により就学困難な児童・生徒に対し、給食費・学用品等を補助します。 ・特別支援学級在籍者に対し、就学奨励費の補助を行います。	子ども・若者 生活困窮者
教育委員会 学校教育課	奨学金に関する事務	奨学金に関する事務を行います。	子ども・若者 生活困窮者
教育委員会 学校教育課	学校職員ストレスチェック事業	労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図ります。	—
教育委員会 学校教育指導室	教育相談（いじめ含む）	子どもの教育上の悩みや心配事に関する相談を、教育相談員（心理）が対面や電話相談で受け付けます。	子ども・若者
教育委員会 学校教育指導室	臨時職員管理運営事業	小中学校に臨時職員を配置し、学校運営の円滑化並びに児童・生徒の学校生活の充実を図ります。	子ども・若者
教育委員会 学校教育指導室	学級満足度調査	児童・生徒の心理面や学級集団を客観的に把握し、学級経営や授業を改善します。	子ども・若者 生活困窮者
教育委員会 学校教育指導室	教職員人事・研修関係事務	教職員の研修及び研究・生活リズムの向上、体力の向上に向けた取組を行います。	子ども・若者
教育委員会 学校教育指導室	生活指導・健全育成（教職員向け研修等）	問題行動の未然防止を含めた児童・生徒の健全育成のために、研修体制を充実させます。	子ども・若者 生活困窮者
くらし安全課 生活環境係	公害・環境関係の苦情相談	住民から公害・環境に関する苦情や相談を受け付けるとともに、問題の早期解決を図ります。	—
くらし安全課 生活環境係	交通安全対策に関する事務	交通事故に関する相談者にリーフレットの配布や情報機関をご案内します。	—
高齢者いきいき課	生きがい施策	老人クラブへの活動費を助成します。	高齢者
高齢者いきいき課	養護老人ホームへの入所	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者の入所手続きを行います。	高齢者
高齢者いきいき課	介護給付に関する事務	介護サービス、介護予防サービスの給付、介護サービス利用者負担軽減の実施、サービス利用等相談支援を行います。	高齢者
高齢者いきいき課	認知症ほっと相談事業	町内グループホームにおいて認知症介護の相談を受けます。	高齢者
高齢者いきいき課	第1号訪問・通所事業	訪問：入浴介助等の身体介護や掃除、買い物等の生活援助を家庭に訪問して行います。 通所：要介護状態とならないように生活機能の維持向上を通いの場で提供します。	高齢者

担当課	事務・事業名	内 容	重点施策
子育て共生課	利用者支援事業 ※H31新規事業	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもとその保護者に必要な支援を提供します。(子育て世代包括支援センター)	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者
子育て共生課	子ども・子育て支援事業計画の推進	子ども・子育て支援事業計画を推進し、子育てしやすい環境を整えます。	子ども・若者
子育て共生課	要保護児童対策協議会事業	・ケース会議、実務担当者会議等、関係機関との連絡調整や情報交換を実施します。 ・児童虐待や育児相談等、児童に関する支援を実施します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者
子育て共生課	保育の実施	公立保育園・私立保育園等による保育・育児相談、保護者による家庭保育が困難な乳幼児の保育を実施します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者
子育て共生課	同和・人権啓発事務 (人権啓発事業)	人権擁護委員に関する事務、人権意識を高めるための啓発を行います。	—
子育て共生課	児童扶養手当支給事業	児童扶養手当の支給に関する受付・県への進達事務等を行い、ひとり親家庭等の福祉の向上を図ります。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者
子育て共生課	児童手当支給事業	児童手当の支給を行い、児童の福祉の向上を図ります。	子ども・若者
子育て共生課	青少年相談員事業	青少年たちの集う場や機会の創設・運営を支援します。	子ども・若者
社会福祉協議会	権利擁護の仕組みづくり	福祉サービス利用援助事業を実施し、福祉サービス等の相談を受けます。	無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
社会福祉協議会	心配ごと相談事業	日常生活の悩みや心配ごとを相談員が聞き、問題解決に向け共にその方策を探り、相談者の心的負担を少しでも軽減するための支援を行います。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
社会福祉協議会	彩の国あんしんセーフティーネット事業	制度の狭間の問題や生活困窮等の福祉課題に対して、社会福祉法人が柔軟に対応し、社会貢献活動としての相談支援事業を実施します。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者
生涯学習課	放課後子供教室事業	放課後等の教室・校庭・体育館等の学校施設を有効に活用し、地域のボランティアの支援により様々な子ども達の活動を実施します。	子ども・若者 高齢者
上下水道課	水道料金徴収業務	料金滞納者に対する料金徴収事務、納付に関する相談を受けます。	無職者・失業者 生活困窮者
総合政策課 政策企画係	上里町総合計画審議会及び地方創生推進審議会	上里町総合振興計画及び上里町まち・ひと・しごと創生総合戦略の進捗状況等について審議するとともに、地域の施策等に対しても意見を求めることで、地域の考えを踏まえた行政運営を進めます。	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 高齢者

(5) 子ども・若者の自殺対策の推進

生きることの包括的な支援として、子ども・若者が困難やストレス等の問題に直面した時に対処する方法を身につけるための教育や取組を推進します。

担当課	事業名	内 容 (案)	重点施策
教育委員会 学校教育指導室	いじめ・不登校対策事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・スクールカウンセラーの配置や、さわやか相談員との連携強化を図ります。</li><li>・フォーラムの開催や、各校のいじめ防止基本方針の点検と見直し、個別支援等を通じて、いじめの早期発見、即時対応、継続的な再発予防を図ります。</li></ul>	子ども・若者
教育委員会 学校教育指導室	不登校児童生徒支援事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・不登校児童生徒を対象にした 適応指導教室を設置</li><li>・不登校児童生徒の集団再適応、自立を援助する学習・生活指導等の実施</li></ul>	子ども・若者

### 3-6) 重点施策

地域の実情にあった地域自殺対策計画を策定するため、自殺総合対策推進センターによって上里町の自殺の実態が分析され、次の重点施策があげられました。

#### ①子ども・若者

上里町では20～30歳代の自殺死亡率が高い状況にあります。

全国的にも20歳未満の自殺死亡率はおおむね横ばいで推移し、20～30歳代の自殺死亡率の減少率は低い状況です。

子どもから大人への移行期の大きな変化に合わせた対策が求められています。

#### ②無職者・失業者

上里町では20～30歳代及び60歳以上の無職者の自殺死亡率が高い状況にあります。

特に勤労世代の無職者の自殺率は、同世代の有職者に比べ高いことが知られています。勤労世代の無職者・失業者は社会的に排除されやすい傾向があり、当事者のリスクを漏れなく把握し、多職種、多分野で支える当事者本位の支援体制を構築する必要があります。

#### ③生活困窮者

上里町の自殺死亡率は無職者で高く、無職者の場合は生活困窮との関わりが強くなると考えられます。

生活困窮者は多様かつ広範な問題を、複合的に抱えていることが多く、経済的困窮に加えて関係性の貧困や、社会的に排除されやすいといった傾向があります。

社会的に孤立した人を地域の人々をつなぐ活動や、関係機関の連携強化が求められます。

#### ④高齢者

上里町では60歳以上の自殺死亡率も高い状況にあります。

高齢者を対象とした既存事業の活用や拡充、連携など、地域の実情に合わせた施策の推進が求められます。また、高齢者は閉じこもりや抑うつ状態になりやすく、孤立・孤独に陥りやすいため、地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現等の施

策と連動した事業の展開を図ること等が求められます。

### 3-7) 自殺対策の推進等

#### ① 推進体制

本計画を推進するため、町の関係部署・関係機関等と情報共有、連携強化を図るとともに各種自殺対策に取り組み、町全体で自殺対策を総合的に推進します。

#### ② 進行管理

本計画の進行管理は PDCA サイクルを活用して行います。

事業の実施状況を把握し、抽出された問題点や課題の解決を図りながら、必要に応じて施策の見直しを行います。

PDCA サイクル : PLAN	上里町自殺対策計画の策定
DO	計画に基づいた自殺対策の実行
CHECK	事業の実施状況の評価
ACTION	計画の見直し・改善

4. 資料編（上里町自殺対策計画策定作業グループ設置要綱など）

4-1) 計画の策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 10 月 11 日	第 1 回 自殺対策計画策定作業グループ会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上里町自殺対策計画の策定方針について</li> <li>・ 上里町の自殺の現状について</li> <li>・ 今後のスケジュール等について</li> <li>・ 自殺対策に関連する庁内既存事業の把握作業について 等</li> </ul>
10 月～11 月	自殺対策と関連する庁内既存事業の把握作業の実施
平成 31 年 1 月 9 日	第 2 回 自殺対策計画策定作業グループ会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上里町自殺対策計画（案）について</li> <li>・ 庁内事業一覧表（案）について</li> <li>・ 今後のスケジュールについて</li> <li>・ その他</li> </ul>
2 月 13 日～3 月 8 日	パブリックコメントの実施
3 月	第 3 回 自殺対策計画策定作業グループ会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自殺対策計画の確定について</li> <li>・ パブリックコメントについて 等</li> </ul>
3 月	町長、議会へ策定報告

## 4-2) 策定作業グループ設置要綱・名簿

### 上里町自殺対策計画策定作業グループ設置要綱

#### (設置)

第1条 上里町自殺対策計画（以下「計画」という。）の策定に当たり、必要な事項を検討するため、上里町自殺対策計画策定作業グループ（以下「作業グループ」という。）を置く。

#### (所掌事務)

第2条 作業グループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (組織)

第3条 作業グループは、別表に掲げる庁内各課及び社会福祉協議会の職員をもって組織する。

#### (任期)

第4条 グループメンバーの任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

#### (リーダー及びサブリーダー)

第5条 作業グループに、リーダーを置き、グループメンバーの互選によりこれを定める。

- 2 サブリーダーは、リーダーが指名するグループメンバーをもって充てる。
- 3 リーダーは、作業グループを総理する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 作業グループの会議は、リーダーが招集し、リーダーが会議の議長となる。

2 作業グループは、グループメンバーの過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 リーダーは、必要があると認めるときは、会議にグループメンバー以外の関係職員を出席させることができる。

(庶務)

第8条 作業グループの庶務は、町民福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、作業グループの運営に関し必要な事項は、リーダーが会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成30年9月1日から施行する

#### 上里町自殺対策計画策定作業グループメンバー名簿

氏 名	所 属	備 考
田口 和彦	子育て共生課 子育て支援係	
高橋 芳江	健康保険課 健康推進係	リーダー
江原 志織	高齢者いきいき課 地域包括支援係	
佐藤 美紅	産業振興課 農政商工係	
山田 真奈美	学校教育課 教育庶務係	サブリーダー
間々田 明美	社会福祉協議会	
石井 里実	町民福祉課 社会福祉係	

上里町自殺対策計画

(素案)

平成31年(2019年)3月

発行 上里町

編集 上里町役場 町民福祉課 社会福祉係

〒369-0392 上里町大字七本木5518

電話 0495(35)1224